

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 [調査結果の概要]

令和2年10月
長野県教育委員会事務局心の支援課

調査の趣旨

児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

調査の主体 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課

調査項目 いじめ 暴力行為 不登校（長期欠席） 高等学校中途退学 等

調査期間 令和元年度間

調査対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

長野県の結果【概要】

いじめの認知件数は10,198件（992件増）

- ・学校種別では、全国と同様に小学校の認知件数が大幅に増加した。
- ・いじめの解消済みの割合は、全国より高くなっている。

暴力行為の発生件数は1,067件（257件増）

- ・小学校における暴力行為が大幅に増加、また、内容別では生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。
- ・増加の背景に、いじめの積極的な認知による暴力行為の把握や暴力行為を繰り返す児童生徒がいることが考えられる。

小・中学校における不登校児童生徒数は3,551人（322人増） 高等学校では726人（66人増）

- ・不登校児童生徒数は、7年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっている。
- ・増加の背景として、休養の必要性等を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面が考えられる。

高等学校中途退学者数は611人（5人減）

- ・中途退学者数は減少し、中途退学者の割合は、前年度と同じとなった。
- ・事由別では、「進路変更」「学校生活・学業不適応」が主な理由となっている。

令和元年度 いじめの状況について

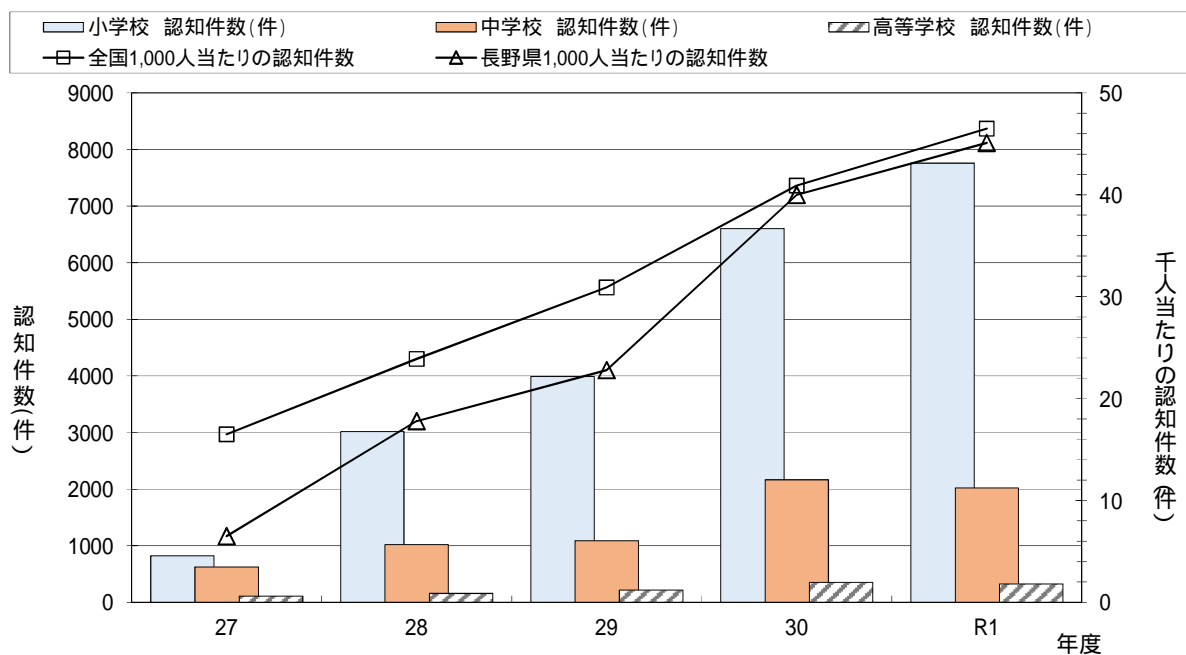
心の支援課

○小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、10,198件（前年度9,206件）であり、前年度より992件（10.8%）増加しており、1,000人当たりの認知件数は45.1件である。

○学校種別では、全国と同様に小学校の認知件数が増加している。

○いじめの解消の状況は、解消済みが89.4%と全国値83.2%より高くなっている。これは、早期に発見して解消に向けた取組が行われたため、解消済みの割合が前年度（88.3%）より高くなっているものと考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移

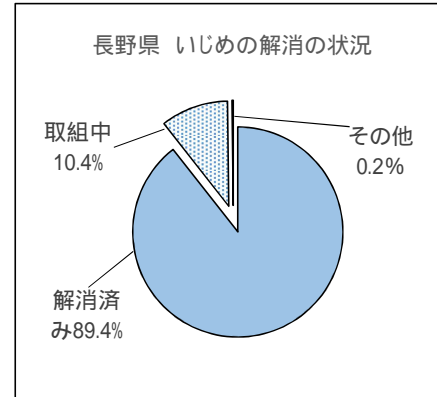


年度		27	28	29	30	R1
小学校	認知件数(件)	823	3,016	3,988	6,603	7,758
	前年度増減(件)	149	2,193	972	2,615	1,155
中学校	認知件数(件)	625	1,017	1,091	2,166	2,020
	前年度増減(件)	85	392	74	1,075	146
高等学校	認知件数(件)	108	158	214	351	325
	前年度増減(件)	30	50	56	137	26
特別支援学校	認知件数(件)	11	23	36	86	95
	前年度増減(件)	12	12	13	50	9
合計	認知件数(件)	1,567	4,214	5,329	9,206	10,198
	前年度増減(件)	22	2,647	1,115	3,877	992
1,000人当たりの認知件数(件)	県	6.5	17.8	22.8	40.0	45.1
	全国	16.5	23.9	30.9	40.9	46.5

(注) 調査対象校：県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 713校

2 いじめの解消の状況

区分	件数(件)	構成比 (%)		
		県	県前年度	全国
解消済み	9,117	89.4	88.3	83.2
取組中	1,060	10.4	11.4	16.6
その他 (転居等で一定の人間関係が解消)	21	0.2	0.3	0.2
計	10,198	100.0	100.0	100.0



解消済み

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。

被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

3 いじめ発見のきっかけ

(単位: 件、%)

区 分		令和元年度			平成30年度		
		計(件)	構成比		計(件)	構成比	
			県	全国		県	全国
学校の教職員等が発見		5,756	56.4	67.4	4,654	50.6	66.2
内 訳	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,397	33.3	54.2	2,711	29.4	52.8
	学級担任が発見	1,945	19.1	10.4	1,505	16.3	10.6
	学級担任以外の教職員が発見	320	3.1	2.2	346	3.8	2.3
	養護教諭が発見	77	0.8	0.3	79	0.9	0.4
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	17	0.2	0.2	13	0.1	0.2
学校の教職員以外からの情報による発見		4,442	43.6	32.6	4,552	49.4	33.8
内 訳	本人からの訴え	2,583	25.3	17.6	2,520	27.4	18.3
	本人の保護者からの訴え	1,088	10.7	10.2	1,228	13.3	10.4
	他の児童生徒からの情報	523	5.1	3.4	558	6.1	3.5
	他の保護者からの情報	211	2.1	1.2	189	2.1	1.3
	学校以外の関係機関からの情報	21	0.2	0.1	26	0.3	0.1
	その他(匿名による投書など)	9	0.1	0.1	19	0.2	0.1
	地域の住民からの情報	7	0.1	0.1	12	0.1	0.1
計		10,198	100.0	100.0	9,206	100.0	100.0

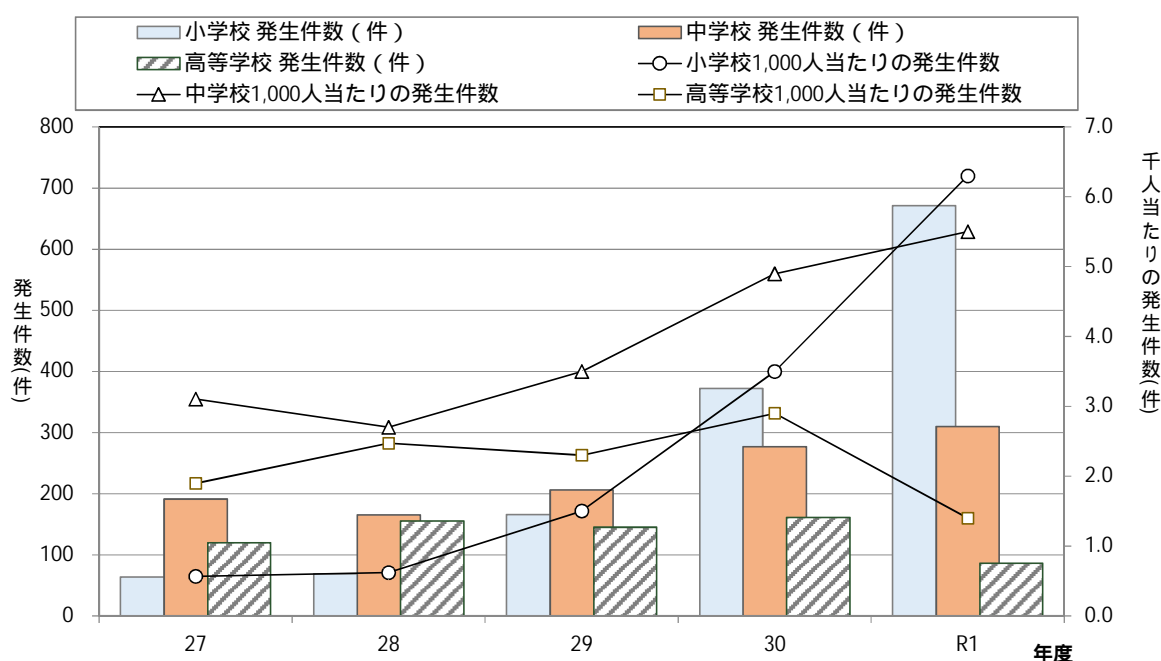
(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

令和元年度 暴力行為の状況について

心の支援課

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は1,067件（前年度810件）であり、前年度から257件（31.7%）増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は4.8件（前年度3.6件）である。
- 小学校における暴力行為が大幅に増加、また、内容別では生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。
- 暴力行為の増加の背景として、いじめの積極的な認知による暴力行為の把握や暴力行為を繰り返す児童生徒がいることが考えられる。

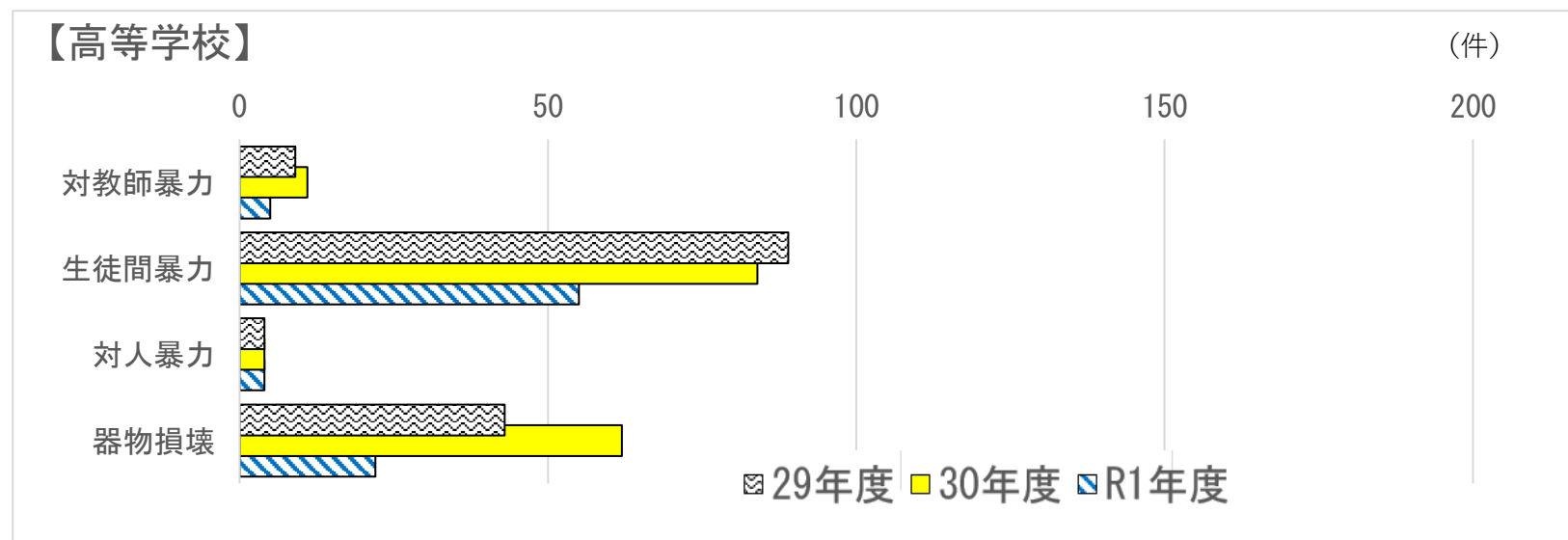
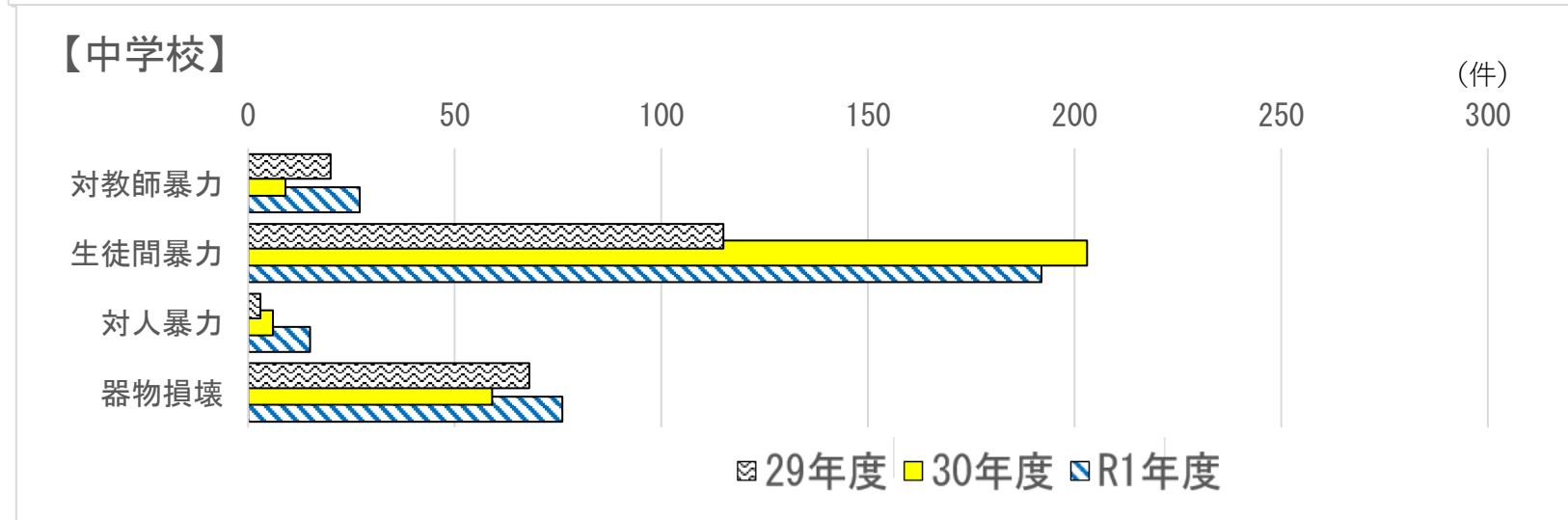
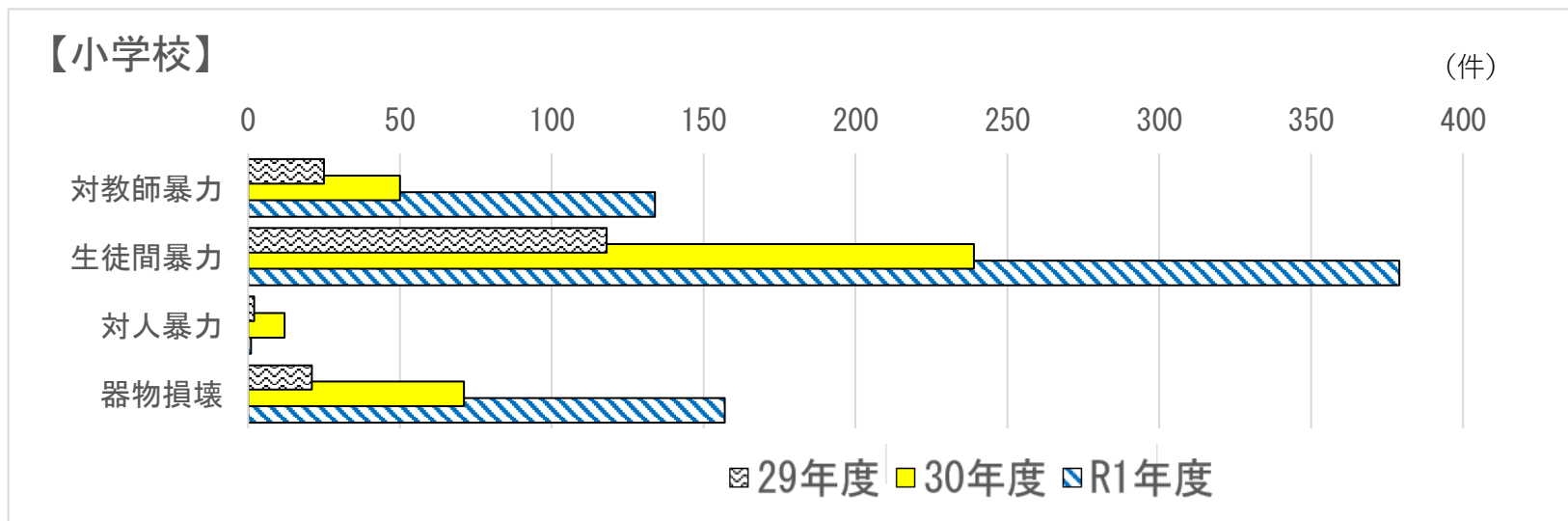
1 校種別発生件数及び1,000人当たりの発生件数の推移



年 度		27	28	29	30	R1	
小学校	発生件数(件)	64	69	166	372	671	
	前年度増減(件)	48	5	97	206	299	
	1,000人当たりの発生件数	県(件)	0.6	0.6	1.5	3.4	6.3
		全国(件)	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8
中学校	発生件数(件)	191	165	206	277	310	
	前年度増減(件)	2	26	41	71	33	
	1,000人当たりの発生件数	県(件)	3.1	2.7	3.5	4.8	5.5
		全国(件)	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8
高等学校	発生件数(件)	120	155	145	161	86	
	前年度増減(件)	13	35	10	16	75	
	1,000人当たりの発生件数	県(件)	1.9	2.5	2.3	2.6	1.4
		全国(件)	1.9	1.8	1.8	2.1	2.0
合計	発生件数(件)	375	389	517	810	1,067	
	前年度増減(件)	37	14	128	293	257	
	1,000人当たりの発生件数	県(件)	1.6	1.7	2.2	3.6	4.8
		全国(件)	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1

(注) 令和元年度調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含む) 675校

2 校種別・内容別発生件数



校種	内容	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			合計		
		29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1	29	30	R1
小学校		25	50	134	118	239	379	2	12	1	21	71	157	166	372	671
中学校		20	9	27	115	203	192	3	6	15	68	59	76	206	277	310
高等学校		9	11	5	89	84	55	4	4	4	43	62	22	145	161	86
計		54	70	166	322	526	626	9	22	20	132	192	255	517	810	1,067

(注) 1: 調査対象校: 県内国公私立・小中高等学校(通信制含む) 675校

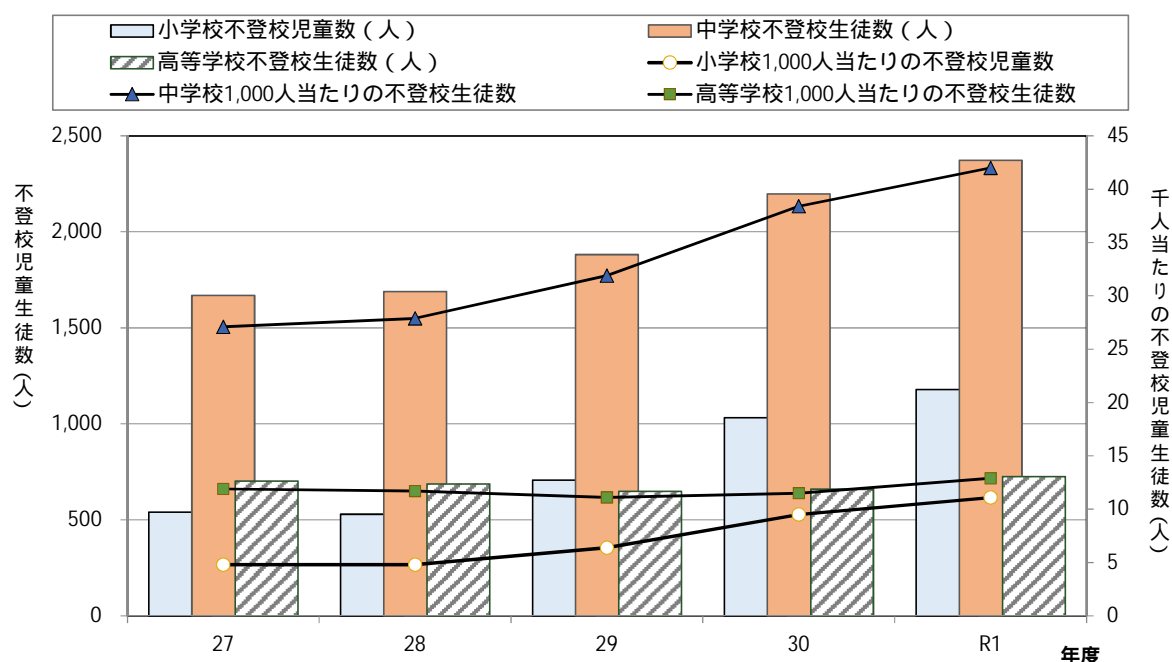
2: 「器物損壊」は校内のみを集計

○小・中学校における不登校児童生徒数は、3,551人（前年度3,229人）であり、前年度から322人（10.0%）増加した。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、21.8人（前年度19.5人）で、全国と同様に過去最多となっている。

○高等学校における不登校生徒数は、726人（前年度660人）であり、前年度から66人（10.0%）増加している。1,000人当たりの不登校生徒数は12.9人（前年度11.5人）である。

○小・中学校で90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の49.0%（前年度48.1%）を占め、全国値55.6%より低くなっている。

1 不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



年 度		27	28	29	30	R1	
小学校	不登校児童数(人)	541	530	706	1,032	1,178	
	前年度増減(人)	1	11	176	326	146	
	1,000人当たりの 不登校児童数(人)	県(人)	4.8	4.8	6.4	9.5	11.1
		全国(人)	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	不登校生徒数(人)	1,668	1,689	1,881	2,197	2,373	
	前年度増減(人)	35	21	192	316	176	
	1,000人当たりの 不登校生徒数(人)	県(人)	27.1	27.9	31.9	38.4	42.0
		全国(人)	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
小 中 合 計	不登校児童生徒数(人)	2,209	2,219	2,587	3,229	3,551	
	前年度増減(人)	36	10	368	642	322	
	1,000人当たりの 不登校児童生徒数 (人)	県(人)	12.6	12.9	15.3	19.5	21.8
		全国(人)	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8
高 等 学 校	不登校生徒数(人)	703	687	648	660	726	
	前年度増減(人)	39	16	39	12	66	
	1,000人当たりの 不登校生徒数(人)	県(人)	11.9	11.7	11.1	11.5	12.9
		全国(人)	14.9	14.6	15.1	16.3	15.8

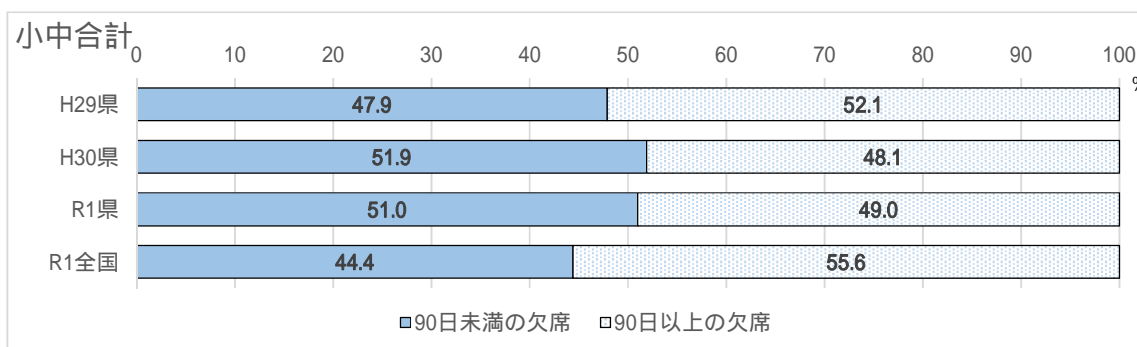
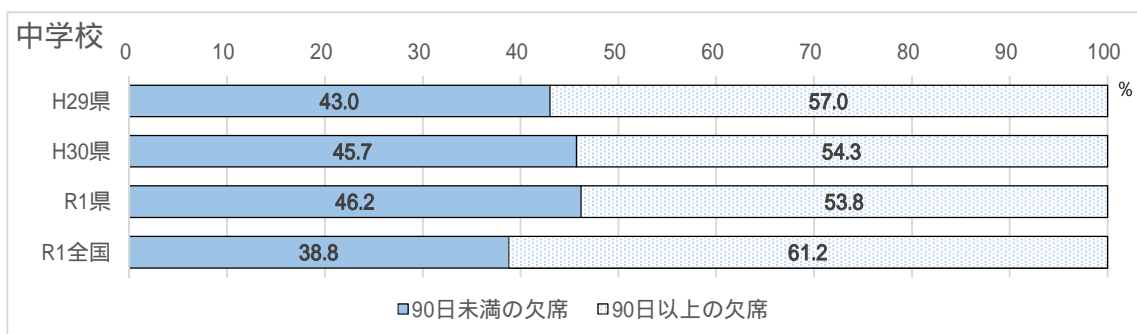
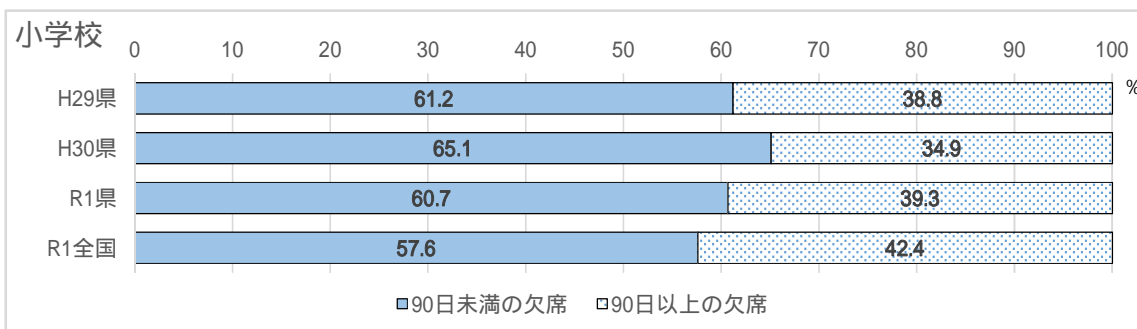
(注) 令和元年度調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含まない) 675校

2 90日以上欠席している不登校児童生徒及び欠席日数別構成比

校種		欠席・出席日数	不登校(D)	A うち、90日以上 欠席している者		
				B うち、出席日数が 10日以下の者		C うち、出席日数が 0日の者
小学校	県人数	1,178人	463人	71人	25人	
	県割合(%)		39.3%	6.0%	2.1%	
	全国割合(%)		42.4%	8.0%	3.0%	
中学校	県人数	2,373人	1,277人	223人	61人	
	県割合(%)		53.8%	9.4%	2.6%	
	全国割合(%)		61.2%	14.1%	4.5%	
小中合計	県人数	3,551人	1,740人	294人	86人	
	県割合(%)		49.0%	8.3%	2.4%	
	全国割合(%)		55.6%	12.3%	4.1%	

(注)割合(%)は、不登校(D)に対するA~Cの割合。(A/D(%)、B/D(%)、C/D(%))

3 90日以上欠席している不登校児童生徒の割合

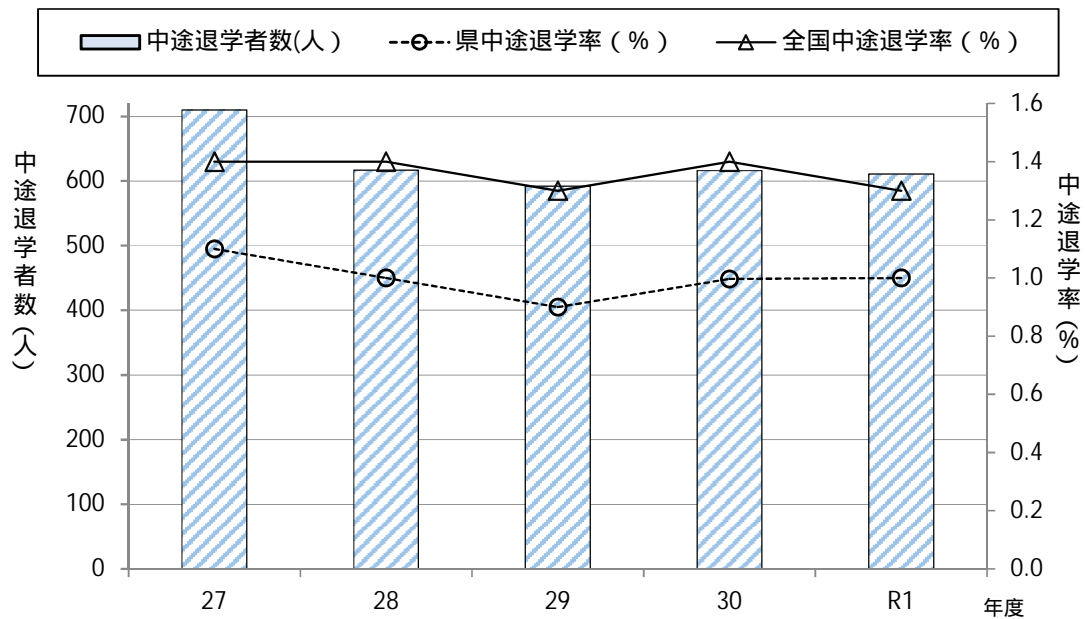


令和元年度 高等学校中途退学者の状況について

心の支援課

- 高等学校における、中途退学者数は611人（前年度616人）であり、中途退学者の割合は、1.0%（前年度1.0%）である。
- 過去5年間の傾向として、全国と同様に3年連続で減少した後、平成30年度には増加に転じたが、今回再び減少している。
- 事由別では、「進路変更」「学校生活・学業不適應」が主な理由となっている。

1 中途退学者数及び中途退学率の年度別推移



年度		27	28	29	30	R1
中途退学者数(人)		710	617	592	616	611
前年度増減(人)		12	93	25	24	5
中途退学率(%)	県	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0
	全国	1.4	1.4	1.3	1.4	1.3

(注) 令和元年度調査対象校：県内公私立・高等学校(通信制含む) 107校
 (中途退学率) = (中途退学者数) ÷ (年度当初の在籍者数) × 100 [%]

2 事由別中途退学者数

退学理由	令和元年度			平成30年度		
	県		全国	県		全国
	人数(人)	構成比(%)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	構成比(%)
学業不振	17	2.8	6.8	30	4.9	7.6
学校生活・学業不適應	206	33.7	36.6	242	39.3	34.9
進路変更	241	39.4	35.5	184	29.9	34.7
病気、けが、死亡	26	4.3	4.7	35	5.7	4.3
経済的理由	9	1.5	1.8	2	0.3	1.8
家庭の事情	22	3.6	4.2	20	3.2	4.2
問題行動等	20	3.3	3.8	18	2.9	3.9
その他の理由	70	11.5	6.7	85	13.8	8.6
合計	611	100	100	616	100	100

長野県の現在の取組等

スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、いじめ、不登校をはじめとする子どもの悩みに寄り添い、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、心理プログラム、ソーシャルスキルトレーニングなどによる子どもの悩みの未然防止、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応の取組を実施する。

また、カウンセリングを受けたくても学校に来ることができない子どものために、子どもの居場所に向いての相談支援を実施する。

スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の背景にある家庭的な問題に対し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。

教育事務所には各1名のスーパーバイザーを配置し、支援力の向上を図る。

また、市教育委員会への派遣を拡充し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチを実施し、切れ目のない支援を推進する。

相談事業の実施による子どもたちの悩みへの対応

- ・24時間子どもSOSダイヤル（学校生活相談センター）による相談

学校生活の悩みについて保護者、児童生徒からの電話相談に24時間対応する。

- ・LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談では相談しづらい子どもたちの相談したい気持ちに応えるため、LINE相談を実施する。これまでの長期休業前後の開設から、通年での開設を検討する。

不登校児童生徒に対する支援

- ・子どもと親の相談員配置による不登校児童支援

過去3年間の不登校児童数が多い小学校及び過去3年間の不登校児童在籍率が高率（概ね県平均の2倍）の小学校（30校）に地域の状況に精通した専任の相談員を配置し、不登校児童の家庭訪問支援・登校援助等を実施する。

- ・教育支援センターの機能拡充とフリースクールとの連携

増加する不登校児童生徒の居場所の確保と学習の機会を保障するため、教育支援センターの機能の拡充を支援するとともに、教育委員会や学校、フリースクール等民間の支援者等による協議の場を設定する。

SOSの出し方・SOSに対する感度の向上を支援

- ・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

生徒同士のコミュニケーション力の向上や、教職員の生徒への個別支援力並びに生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め学校における人間関係づくりを促進する。

- ・子どもの相談力向上事業

ワークショップ形式の講習を実施し、子どもの相談力を向上するとともに大人が子どものSOSに気付く感度の向上を図る。